
2020年 年金法改正の解説

(年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律 令和2年法律第40号)

2020年 6月 5日

 **JP アクチュアリーコンサルティング Co., Ltd.**



Member of Multinational Group of
Actuaries and Consultants

I 改正までの経緯

年金部会における議論の整理 (2019年12月27日)

検討事項	内容(見直しの方向)	考えられる／引続き議論
I 被用者年金の適用拡大		
1 短時間労働者の適用拡大	<p>【現在】従業員数501人以上、勤務期間1年以上、週20時間・賃金8.8万円以上が対象(2016/10)</p> <p>2022/10～: 従業員数101人以上、勤務期間2月超</p> <p>2024/10～: 従業員数 51人以上、勤務期間2月超</p> <p>(注)(時間・賃金は変更なし)2月超の勤務期間が見込まれる者は、当初から適用</p>	<ul style="list-style-type: none"> 50人規模への適用拡大による影響をみたうえで、更なる拡大を議論
2 個人事業所の適用拡大	<ul style="list-style-type: none"> 5人以上の個人事業所のうち、弁護士、税理士、社労士事務所等を適用事業所に追加 	<ul style="list-style-type: none"> その他業種への適用拡大を引き続き検討
II 年金受給の改善		
1 在職老齢年金の改善	60歳台前半の在職老齢年金の支給停止基準を28万円から47万円に変更 (60歳台後半と同じ基準)	<ul style="list-style-type: none"> 60歳台後半の在職老齢年金のあり方について引き続き検討
2 65歳以降の定時改定	65歳以上の在職者の年金額改定を資格喪失時から毎年に変更	
3 年金繰り下げの拡大	<ul style="list-style-type: none"> 受給開始年齢:60歳～70歳 ⇒ 60歳～75歳 (繰上げ:月△0.4%(現在0.5%)、繰下げ:月0.7%) 	
III その他		
1 脱退一時金	<ul style="list-style-type: none"> 外国人の脱退一時金の上限年数: 3年 ⇒ 5年 	
2 標準報酬の等級追加	<ul style="list-style-type: none"> 現在の最高等級(第31級:62万円)の上に、(第32級:65万円)を加える 	
3 基礎年金		<ul style="list-style-type: none"> 基礎年金の保険料拠出期間の延長についても、財源も含めて検討すべき 基礎年金と報酬比例年金のバランスも引き続き検討すべき

(注)赤字は法改正された事項

企業年金・個人年金部会における議論の整理 (1) (2019年12月25日)

検討事項	内容(見直しの方向)	引続き議論
I 共通事項		
1 ポータビリティの拡充	<ul style="list-style-type: none"> 企業型DC中途脱退者の企業年金連合会(通算企業年金)への移換 DB終了時の個人型DC(以下、「iDeCo」)への移換 	
2 DB、DCの加入資格要件(法令解釈通知)	<ul style="list-style-type: none"> 「同一労働同一賃金ガイドライン」を踏まえた考え方の記載 DB、DC記載内容の統一 	

検討事項	内容(見直しの方向)	引続き議論
II DB		
1 支給開始年齢の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 支給開始年齢の設定を60歳～65歳→60歳～70歳に拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 保証期間の上限(20年)は、今後検討していく
2 財政悪化リスク相当額の承認手続き	<ul style="list-style-type: none"> 特別算定方法の一部を承認申請不要とする(2019/12/27改正済) 	
3 終身年金の額改定	<ul style="list-style-type: none"> 死亡率改定に伴う年金額改定ルールの追加 	
4 DBガバナンスの法令整備	<ul style="list-style-type: none"> 総合型DBの代議員定数、同AUPの実施義務、資産運用委員会の設置義務等について、法令で定める 	
5 リスク分担型合併時の手続き		<ul style="list-style-type: none"> 合併・分割、事業所増減時の減額手続きについて、改めて議論
6 定年延長時の手続き		<ul style="list-style-type: none"> 定年延長時の減額手続きについて、改めて議論
7 その他		<ul style="list-style-type: none"> 支払保証制度、年金バイアウトについて、改めて議論

(注)赤字は法改正された事項

企業年金・個人年金部会における議論の整理 (2) (2019年12月25日)

検討事項	内容(見直しの方向)
III DC	
1 加入可能年齢の引上げ	<ul style="list-style-type: none"> 企業型は厚生年金被保険者である間 (65歳→70歳)(企業型における同一事業所要件は撤廃) iDeCoは国民年金の被保険者である間(60歳→65歳)(自営業者等の国民年金第1号被保険者は60歳で資格喪失するため、任意加入被保険者または厚生年金被保険者に限られる)
2 受給開始時期の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 60歳～70歳とされているが、75歳まで拡大
3 中小企業向け制度の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 中小事業主掛金納付制度(iDeCoプラス)の対象企業拡大(100人以下→300人以下) 簡易企業型年金の対象(100人以下→300人以下)
4 企業型加入者のiDeCo加入	<ul style="list-style-type: none"> 企業型DC規約における定め、および事業主掛金限度額を引下げることなしに、iDeCoに加入(個人毎に拠出限度額を管理する必要があり、RKの連携要→企業型DCのWEBサイトでiDeCo拠出可能額を表示する方向) 企業型DCの加入者掛金とiDeCo加入とを個人ごとに選択できることとする
5 外国人帰国時の中途引出し	<ul style="list-style-type: none"> 保険料免除者に認められている中途引出しを外国籍者の帰国時に拡大(現在は加入者期間3年以下または資産25万円以下⇒5年以下)
6 手続きの簡素化	<ul style="list-style-type: none"> 規約変更手続きの簡素化(DBとの共通化、概要書の簡素化) 業務報告書の簡素化(記載事項、RKによる提出) 事業主の企業年金加入状況確認の簡素化(iDeCo)
7 選択制DCにおける加入者への説明事項と申請手続き	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険に与える影響を説明事項とし、申請書類により確認
8 iDeCo加入者への企業年金連合会による投資教育	<ul style="list-style-type: none"> 投資教育を運営管理機関のほか、企業年金連合会にも委託

DC拠出限度額(企業年金併用時の取扱いを含む)および中途引出しについては、引き続き丁寧に検討を継続することとされ、他に「今後検討していく必要がある」、「改めて議論すべきである」とされた事項もある。

(注)赤字は法改正された事項

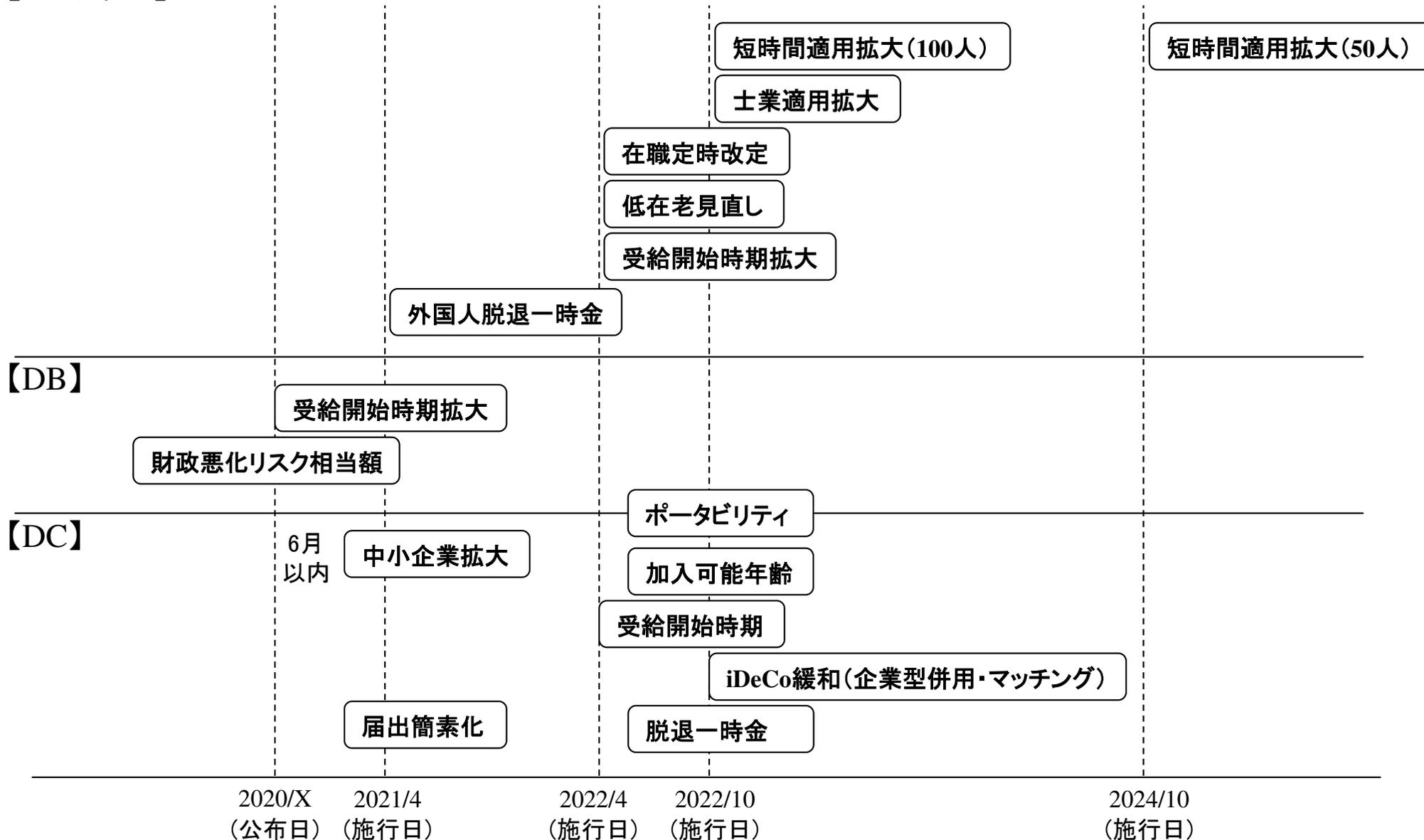
II 年金法改正事項

・年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）に基づき作成しており、政省令で定める事項については確定したものではありません。

改正法の施行スケジュール

【2020年改正法】

【公的年金】



短時間労働者の適用拡大

○ 適用拡大のスケジュール



【2016年10月～】

- (1)週労働時間20時間以上
- (2)月額賃金8.8万円以上
(年収換算で約106万円以上、
残業時間(代)等を含まない)
- (3)勤務期間1年以上見込み
- (4)学生は適用除外
- (5)従業員501人以上の企業等

【2017年4月～】

- (5)について、任意適用が可能

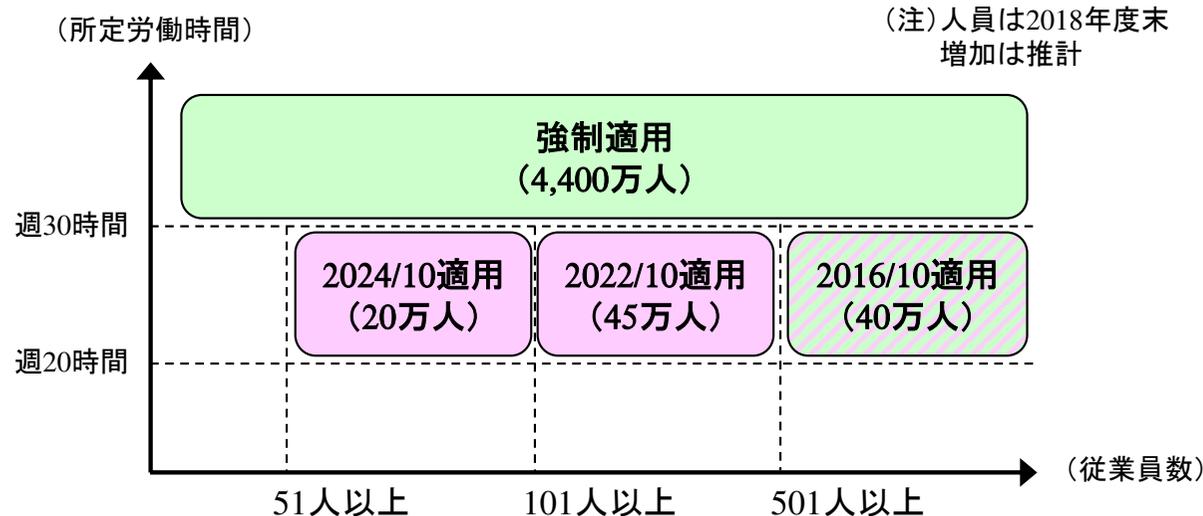
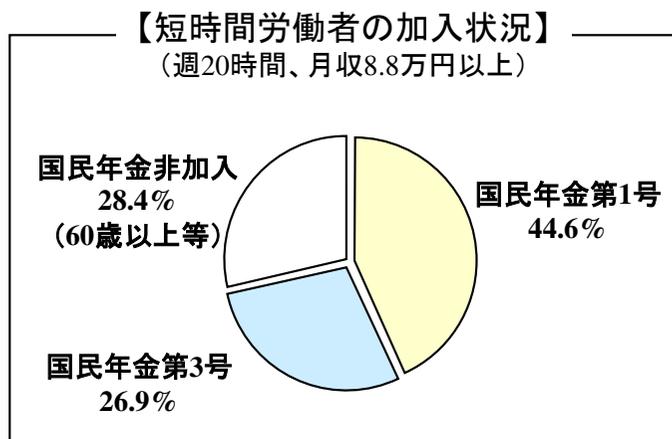
【2022年10月～】

- (1)週労働時間: 変更なし
- (2)月額賃金: 変更なし
- (3)勤務期間**2月超**
- (4)学生は適用除外
- (5)従業員**101人以上**

【2024年10月～】

- (1)週労働時間: 変更なし
- (2)月額賃金: 変更なし
- (3)勤務期間2月超
- (4)学生は適用除外
- (5)従業員**51人以上**

(注)企業規模要件における従業員数は、
 ・パート社員は含まない(労働時間が通常の3/4以上の者)
 ・直近12月のうち、6月で上回れば対象
 ・法人の場合、同一法人番号を有する全事業所



○ 被用者保険の適用事業所の拡大

[2022/10施行]

	法人	個人事業主	
		常時5人以上	5人未満
法定16業種	強制適用	強制適用	強制適用外
上記以外の業種	強制適用	強制適用外	強制適用外

強制適用外(労使合意により任意に適用事業所となることは可能=任意包括適用)

【法定16業種】

- ① 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業
- ② 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
- ③ 鉱物の採掘又は採取の事業
- ④ 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業
- ⑤ 貨物又は旅客の運送の事業
- ⑥ 貨物積みおろしの事業
- ⑦ 焼却、清掃又はと殺の事業
- ⑧ 物の販売又は配給の事業
- ⑨ 金融又は保険の事業
- ⑩ 物の保管又は賃貸の事業
- ⑪ 媒介周旋の事業
- ⑫ 集金、案内又は広告の事業
- ⑬ 教育、研究又は調査の事業
- ⑭ 疾病の治療、助産その他医療の事業
- ⑮ 通信又は報道の事業
- ⑯ 社会福祉法に定める社会福祉事業及び更生保護事業法に定める更生保護事業

法定16業種に以下を追加

弁護士、公認会計士その他政令で定める者が法令の規定に基づき行うこととされている法律又は会計に係る業務を行う事業

以下予定

(弁護士・司法書士・行政書士・土地家屋調査士・公認会計士・税理士・社会保険労務士・弁理士・公証人・海事代理士)

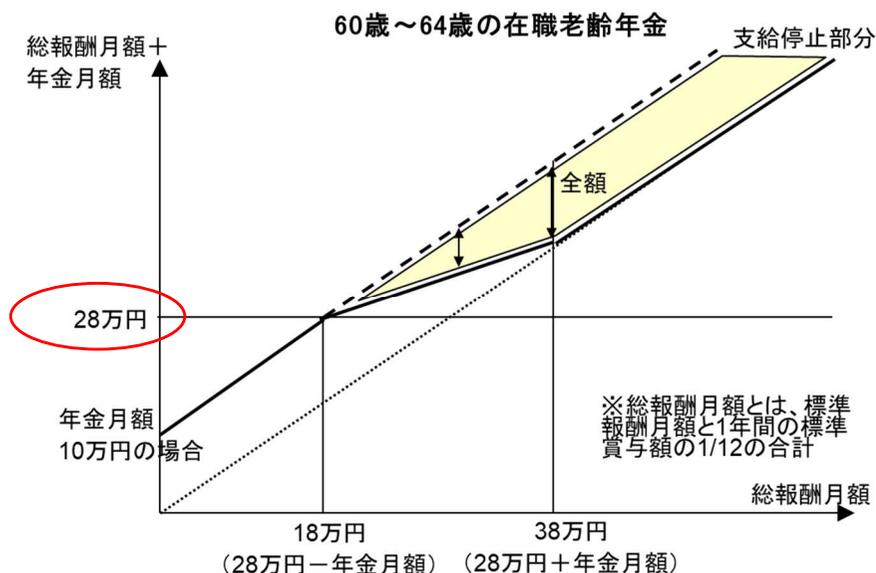
○ 60歳代前半の在職老齢年金の見直し

[2022/4施行]

厚生年金被保険者である厚生年金受給者の年金支給を一部停止する仕組みの見直し

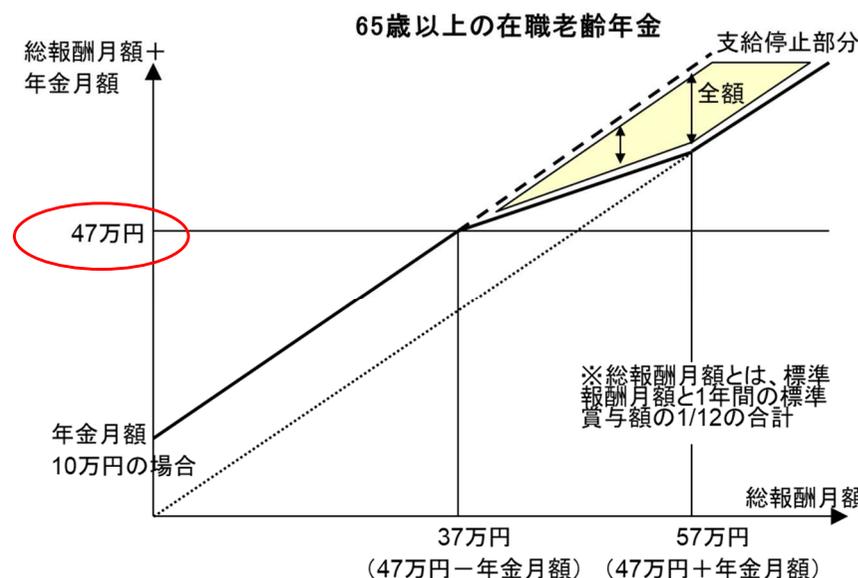
【60歳～64歳】

賃金＋年金(定額部分含む)の合計が**28万円**を上回る場合、超える額の1/2を支給停止



【65歳以上】(70歳以上被用者も対象)

賃金＋年金(基礎年金除く)の合計が**47万円**を上回る場合、超える額の1/2を支給停止



年金月額	総報酬月額	年金支給停止額 (万円)
28万円以下	47万円以下	$(\text{年金月額} + \text{総報酬月額} - 28) \div 2$
	47万円超	$(\text{年金月額} + 47 - 28) \div 2 + (\text{総報酬月額} - 47)$
28万円超	47万円以下	総報酬月額 $\div 2$
	47万円超	$47 \div 2 + (\text{総報酬月額} - 47)$

年金月額＋総報酬月額	年金支給停止額 (万円)
47万円以下	0
47万円超	$(\text{年金月額} + \text{総報酬月額} - 47) \div 2$

65歳以上の支給停止基準額に統一する

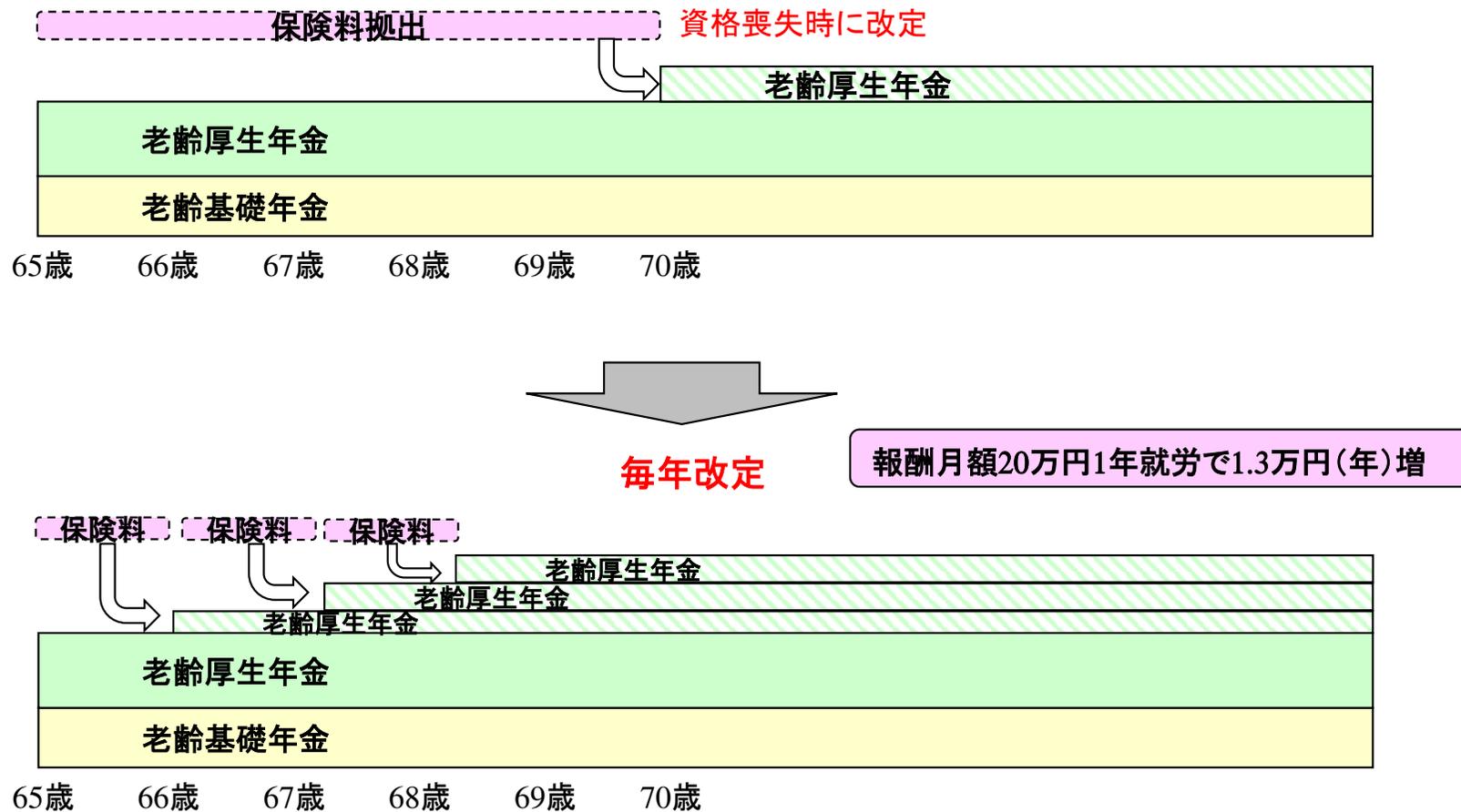
(注)28万円、47万円は令和2年度の額

65歳以降の定時改定

○ 在職定時改定の導入

[2022/4施行]

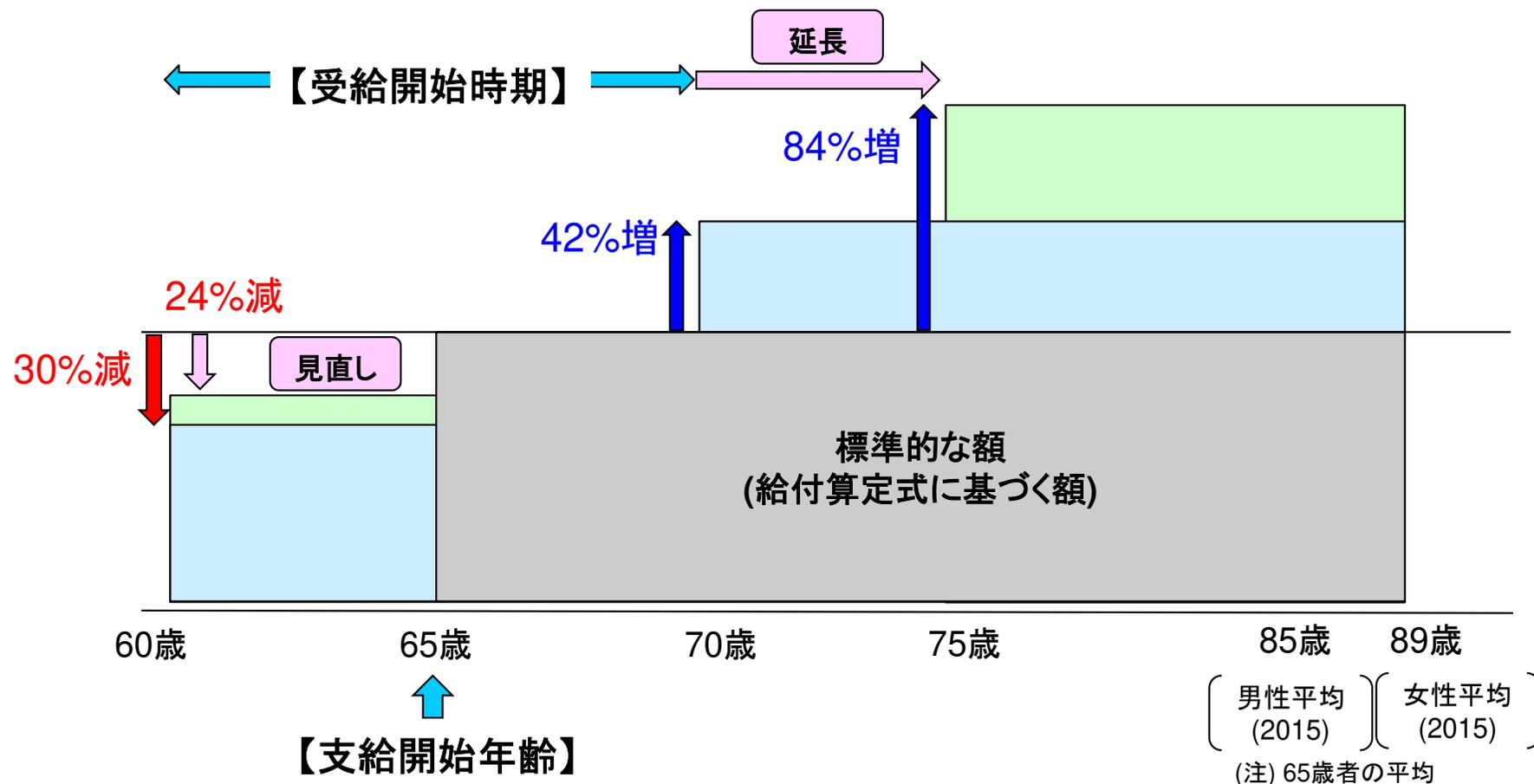
現在の65歳以上被保険者の年金額改定は資格喪失時(退職時または70歳到達時)



年金繰下げ受給の拡大

○ 受給開始時期の拡大(60歳～75歳)と増減率の見直し

[2022/4施行]



受給開始時期による増減率(%)

政令事項

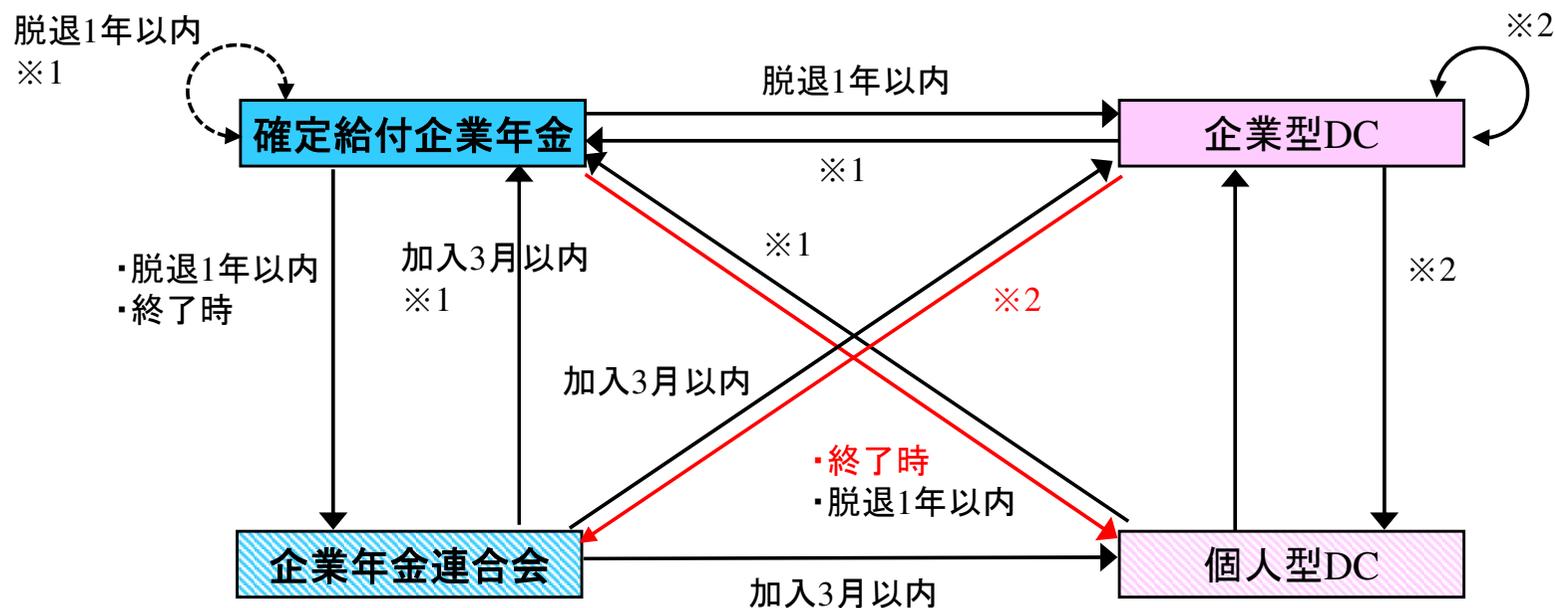
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
現在	-30.0	-24.0	-18.0	-12.0	-6.0	—	8.4	16.8	25.2	33.6	42.0	—	—	—	—	—
改正後	-24.0	-19.2	-14.4	-9.6	-4.8	—	8.4	16.8	25.2	33.6	42.0	50.4	58.8	67.2	75.6	84.0

Ⅲ 企業年金関連の改正

○ 個人単位での年金(脱退一時金相当額)持ち運び

[2022/5施行]

- ・ 企業型DC脱退時の企業年金連合会(通算企業年金)への資産移換
- ・ DB終了時の移換先に個人型DCを追加



※1 受入先のDB規約で規定されている場合のみ可能

※2 企業型DCから資産移換は、資格喪失後6月以内

終身年金の自動調整

○ 老齢給付金支給開始要件の設定範囲拡大

[公布日施行]

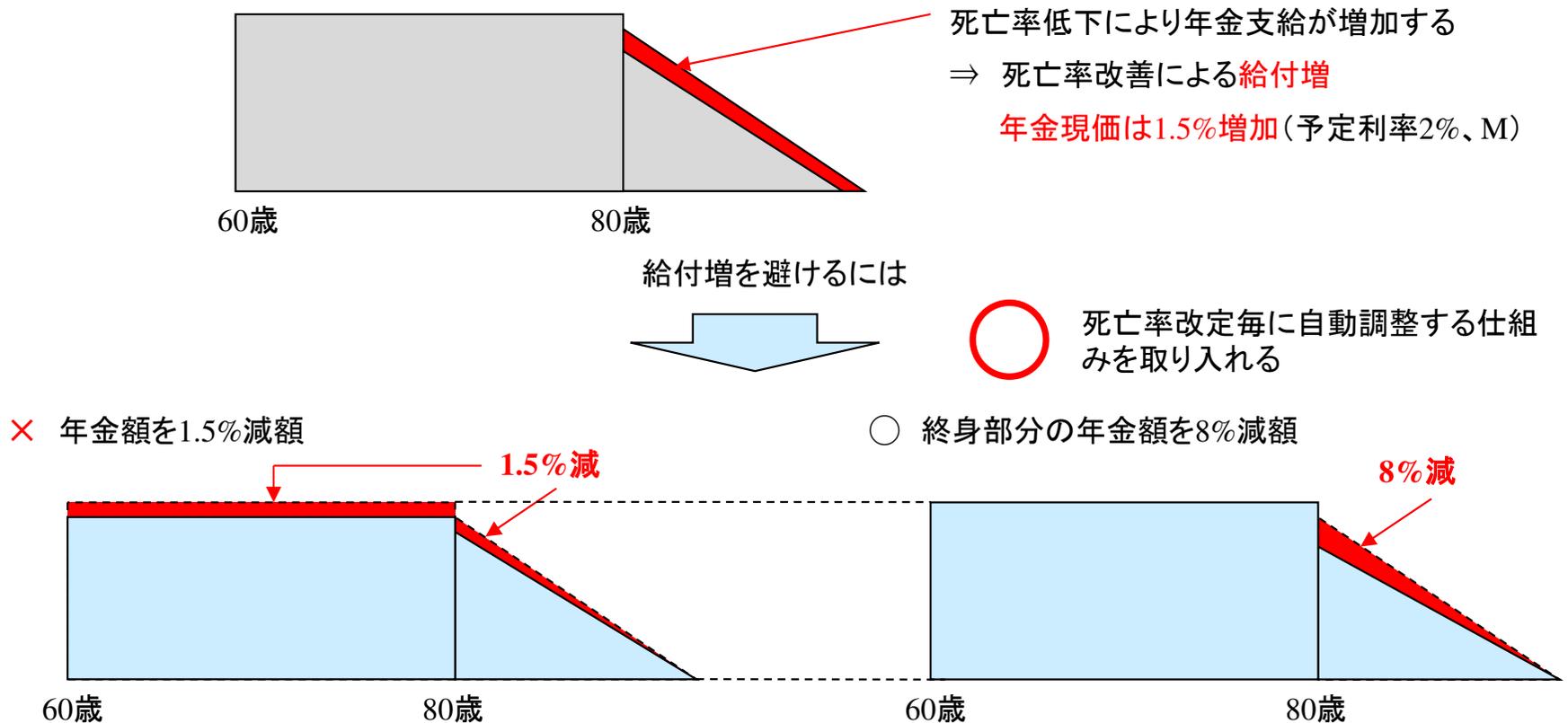
60歳以上65歳以下の規約で定める年齢 ⇒ 60歳以上70歳以下の規約で定める年齢

○ 死亡率改定による終身年金の自動調整

[未定政省令事項]

確定給付企業年金における標準死亡率は、公的年金の財政検証ごとに改定される

【60歳支給20年保証終身年金】の場合



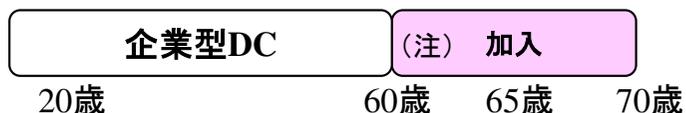
加入可能年齢の拡大

○ 加入可能年齢の引上げ

[2022/5施行]

現在は原則として、**60歳未満**が加入対象(注) ⇒ **60歳未満を撤廃する**

【企業型DC】



厚生年金被保険者であれば加入対象

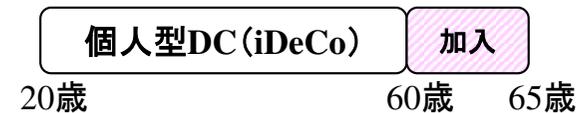
(追加となる対象者)

- ・ **厚生年金被保険者**

60歳以上70歳未満の厚生年金被保険者

(注) 現在も65歳までの規約で定める年齢までは、同一事業所で継続雇用される場合加入は可能

【個人型DC】(iDeCo)



国民年金被保険者であれば加入対象

(追加となる対象者)

- ・ **任意加入被保険者 (65歳未満)**

- ・ **国民年金第2号被保険者 65歳未満の厚生年金被保険者**

【ご参考】 国民年金被保険者

国民年金	被保険者	備考
第1号被保険者(自営業者等)	20歳~60歳未満	自営業者等
第2号被保険者(サラリーマン)	65歳未満の被用者	厚生年金は、70歳未満の被用者が被保険者 (70歳以上の被用者は、在職老齢年金による支給停止・健康保険は対象)
第3号被保険者(被扶養配偶者)	20歳~60歳未満	第2号被保険者の被扶養配偶者(年収130万円未満で第2号でないこと)
任意加入被保険者	20(60)歳~65歳未満	(加入40年に満たない場合)や海外居住の日本人は任意加入が可能

60歳到達による資格喪失がなくなるため、60歳以上者も「資格要件」を定めて除外しなければ加入者となる。
継続雇用の場合、職種による除外が考えられるが、定年延長の場合は？

通知確認

○ 受給開始時期の拡大

[2022/4施行]

受給開始時期は公的年金に合わせて60歳～70歳を、**60歳～75歳**に拡大する

○ 支給要件の追加

[2022/5施行]

加入者であった者が通算加入者等期間に応じた年齢から受給できる。
通算加入者等期間(60歳未満)に応じて定められるが、通算加入者等期間が0の場合、
加入者となって5年経過後が支給開始可能日となる。

通算加入者等期間	受給開始時期
10年以上	60歳～75歳
8年以上10年未満	61歳～75歳
6年以上 8年未満	62歳～75歳
4年以上 6年未満	63歳～75歳
2年以上 4年未満	64歳～75歳
1月以上 2年未満	65歳～75歳
0月	加入から5年後～75歳

(注)通算加入者等期間とは、60歳未満の企業型および個人型の加入者期間、運用指図者期間の合計のほか、他制度からの移換金の算定期間も含む。

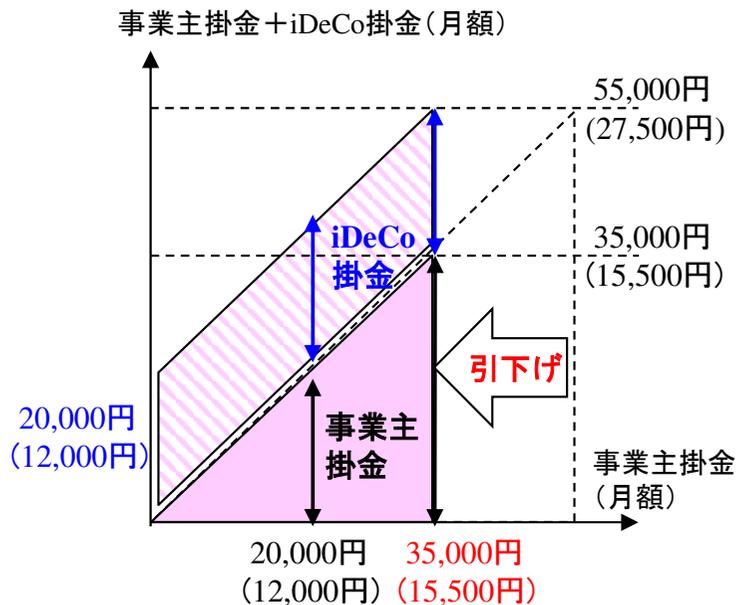
企業型DC加入者の拠出限度額枠を活用するための措置(1)

○ 企業型DC加入者のiDeCo加入要件の撤廃

[2022/10施行]

企業型DCとiDeCoを併用する場合、企業型規約における定め、事業主掛金の引下げが必要であったが、これを不要とする。⇒ 企業型DC加入者全員がiDeCoの加入対象(拠出限度額は合算)

現在<企業型DC+iDeCo>

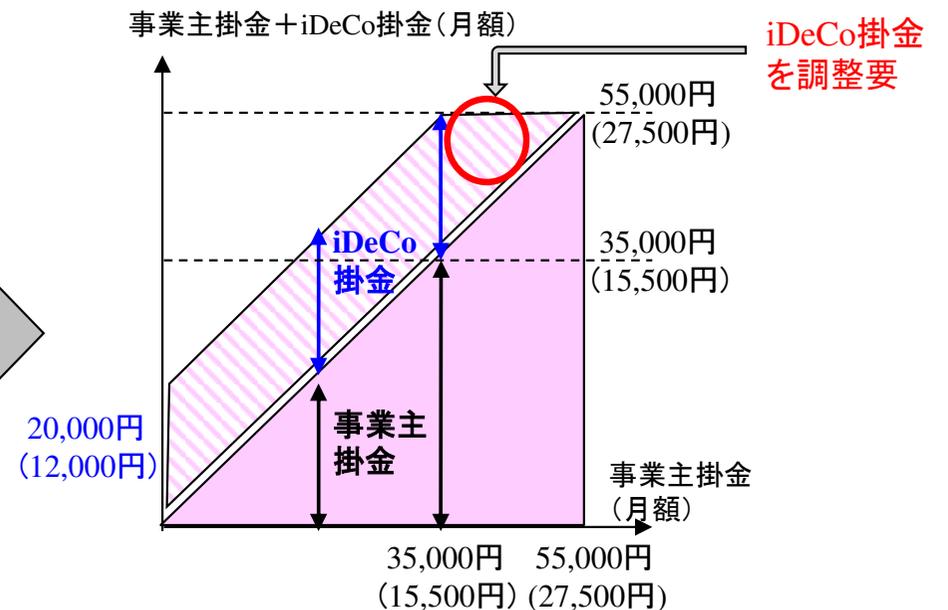


iDeCo併用のルール

- ・iDeCoに加入できる規約の定め
 - ・事業主掛金の限度額を引き下げ
- このため、引下げ後の拠出限度額を超える可能性がある企業では導入が困難

(注) ()内は、企業型DCとDBを併用している場合

改正後<企業型DC+iDeCo>



iDeCo併用のルール

- ・企業型規約の変更等は不要
- ・個人単位でiDeCo掛金を調整し、拠出限度額内に収める

iDeCo拠出可能見込額を企業型DCウェブサイトに表示

企業型DC加入者の拠出限度額枠を活用するための措置(2)

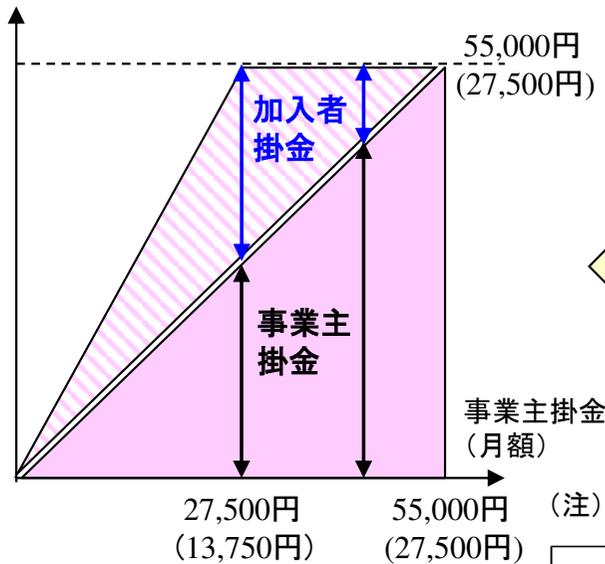
○ 企業型DCの加入者掛金(マッチング)とiDeCo併用の選択

[2022/10施行]

企業型DCの加入者掛金とiDeCo加入は併用できないため、**いずれかを加入者が選択**

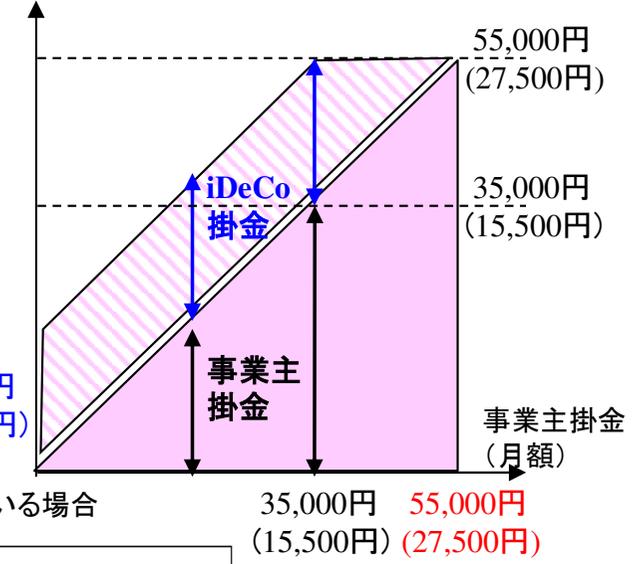
<企業型DCでのマッチング>

事業主掛金+加入者掛金(月額)



<iDeCo併用>

事業主掛金+iDeCo掛金(月額)

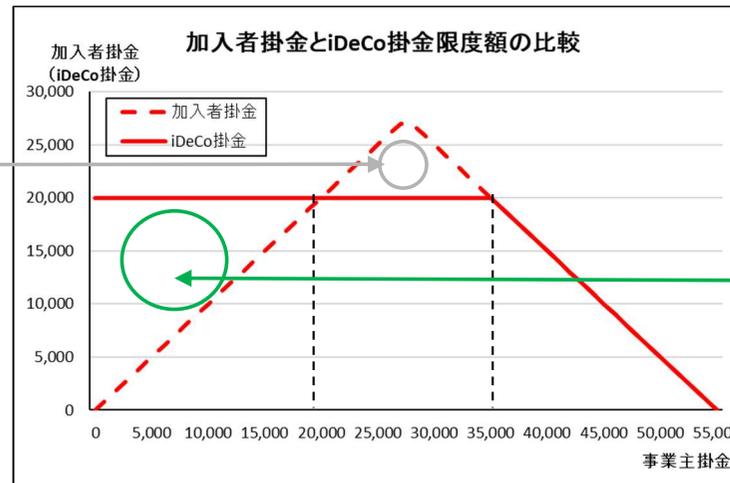


企業型DC加入者掛金とiDeCo加入を選択できる

20,000円 (12,000円)

(注) ()内は、企業型DCとDBを併用している場合

マッチングが有利



- ・掛金を増額できることもある
- ・自ら運用商品(運営管理機関)を選定できる
- ・手数料がかかる

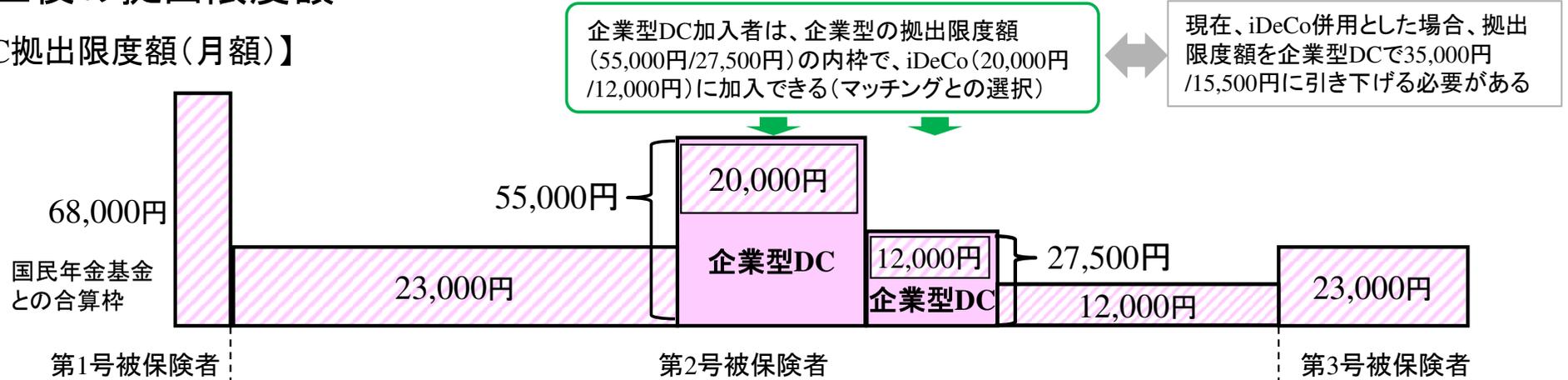
iDeCo併用が有利

企業型DC加入者の拠出限度額枠を活用するための措置(3)

○ 改正後の拠出限度額

[2022/10施行]

【DC拠出限度額(月額)】



(被保険者数は2019/3/31時点)

○ 簡易型DCの実施要件

[公布日から6月以内]

- ・厚生年金被保険者の**全員が加入資格を有し**、かつ加入者資格を有する者が100名以下 ⇒ **300名以下**

【簡易型DCの特徴】

掛金	定額掛金（加入者掛金の選択肢は1でも可）
運用商品数	2以上35以下
承認申請で省略できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・運営管理機関の委託に関する契約書 ・資産管理契約の契約書 ・その他

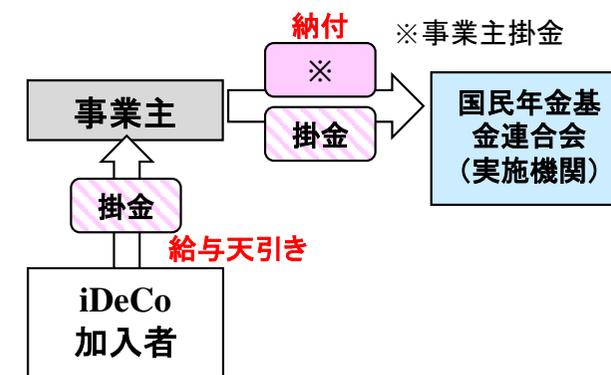
- ・加入者数は同一事業主の事業所は合算して判定する（iDeCoプラスも同様）

○ 中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）の実施要件

- ・企業型DC、DBおよび厚生年金基金を実施していない事業主で、使用する厚生年金被保険者が100名以下 ⇒ **300名以下**
- ・個人型DCの掛金納付を事業主を介して行っている
- ・労働組合等の同意

【iDeCoプラスの特徴】

開始、変更、終了	・労働組合等の同意
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・労働組合等の同意により、職種、勤続期間により対象範囲を定めることができる（試用期間中の者を除くことができる） ・iDeCo加入者のうち同意した者
掛金	<ul style="list-style-type: none"> ・定額掛金（職種、勤続期間に応じた設定は可能） ・事業主掛金は、iDeCo掛金と合算で拠出限度額の範囲内



○ 企業型DCにおける脱退一時金

[2022/5施行]

[現行] 企業型DC脱退後

- ・DC加入者または運用指図者ではない
- ・資産額1.5万円以下
- ・資格喪失後6月以内

左記以外に
右記でも可能に

[追加]

外国人帰国者が該当

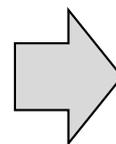
- ・DC加入者または運用指図者ではない
- ・資格喪失後6月以内
- ・60歳未満
- ・個人型DCの加入資格がない
- ・海外居住した者で国民年金の任意加入資格がない
- ・障害給付金の受給権者でないこと
- ・通算拠出期間5年以下または資産額25万円以下
(政令事項 2021/4施行)

○ 個人型DCにおける脱退一時金

[現行] 個人型年金運用指図者

- ・保険料免除者である
- ・障害給付金の受給権者でないこと
- ・通算拠出期間3年以下または資産額25万円以下
- ・資格喪失後2年以内
- ・企業型DCの脱退一時金を受けていないこと

変更



[改正後] 個人型年金運用指図者

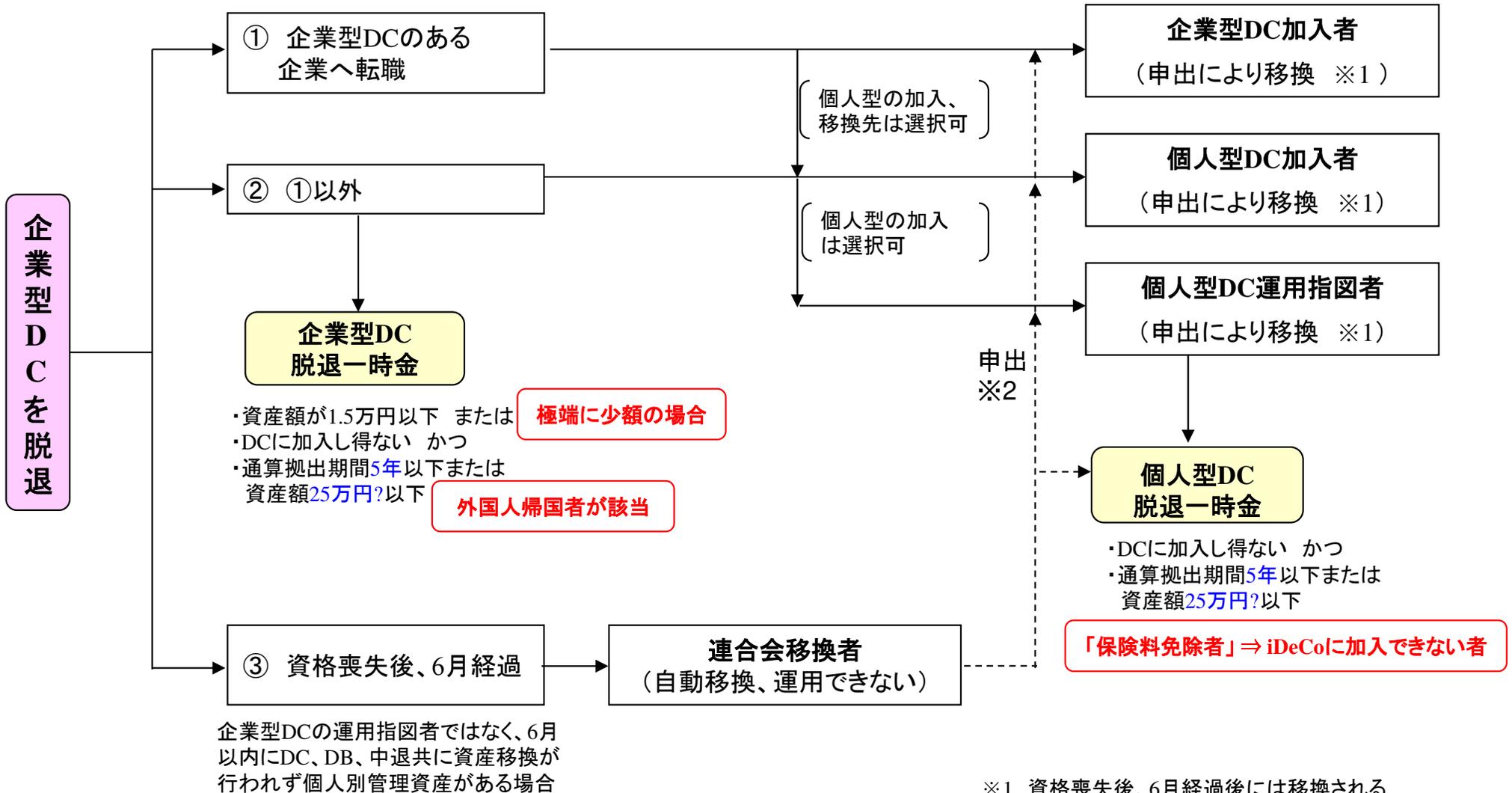
- ・60歳未満
- ・企業型DC加入者ではない
- ・個人型DCの加入資格がない
- ・海外居住した者で国民年金の任意加入資格がない
- ・障害給付金の受給権者でないこと
- ・通算拠出期間5年以下または資産額25万円以下
(政令事項 2021/4施行)
- ・資格喪失後2年以内

実質的にはDCに加入し得ない人

○ 脱退一時金の支給要件の緩和(外国人帰国時)

[2022/5施行]

<改正案>



※1 資格喪失後、6月経過後には移換される
 ※2 資格取得により移換

○ 規約変更手続きの簡素化

[公布後6月以内]

法第3条第3項第5号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項について、厚生労働大臣への届出を不要とする

↳ 資産管理機関の名称及び住所

↳ **省令事項**(以下は推定)

- ・資産管理運用契約に関する事項
- ・委託業務に関する事項
- ・事業主の住所、実施事業所の所在地の変更のうち、市町村の名称変更によるもの
- ・法令の改正に伴う変更(実質的な変更のないもの)

- ・「概要書」記載項目の簡素化も見込まれる(通知事項)
- ・「業務報告書」の記録関連運営管理機関を通じたの提出も見込まれる(省令事項)

○ iDeCo投資教育の企業年金連合会への委託

[公布日]

○ 運営管理機関登録手続きの簡素化(役員の住所の削除)

[公布日]

○ 検討条項の追加

[公布日]

政府は、国民が高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を行うに当たって、これに対する支援を公平に受けられるようにする等その充実を図る観点から、個人型確定拠出年金及び国民年金基金の加入の要件、個人型確定拠出年金に係る拠出限度額及び中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲等について、税制上の措置を含め全般的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。